

## 令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務 企画提案募集要項

この企画提案募集要項は、千葉県産米需要拡大推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施する「令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務」（以下、「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、企画提案に参加しようとする者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務

### 2 業務内容

「令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務」委託仕様書(公募用)(以下、「仕様書」という。)のとおり。

### 3 提案上限額

4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、対象は、事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等の財産の取得に係る経費は含まない。

### 4 実施方法

企画提案を募り、選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査・選定を経て1団体を決定し、業務を委託する。

### 5 応募資格

次の全ての要件を満たすことができる、法人格を有する団体とする。

- (1) 千葉県内又は隣接都県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、協議会の要求に応じて来所し、対応できる体制を有すること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同上第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 応募書類等の提出期限までに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）において、Bの等級以上に格付けされていること。
- (6) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成 23 年 3 月 31 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (7) 業務目的の達成及び業務計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有すること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

## 6 質問の受付

本件に関する質問は、電子メールで受け付ける。送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。質問には随時電子メールで回答する。また、質問及び回答は「ちばのお米のホームページ」に掲載する。

本件に関する説明会は開催しない。また、応募の状況、委員名等に関する質問は受け付けない。

期 限：令和6年6月6日（木）午後5時まで

連絡先：協議会事務局（「12 問合せ先及び書類の提出先」のとおり）

## 7 応募方法

### (1) 提出期限

令和6年6月13日（木）午後3時まで（必着）

### (2) 提出先

協議会事務局（「12 問合せ先及び書類の提出先」のとおり）

### (3) 応募書類等

様式はA4版とし、以下ア～ウに定める書類を提出すること。

ア 応募申出書（様式第1号）

イ 企画提案書

企画提案書は、以下（ア）～（オ）に従い作成すること。なお、枚数及び様式は自由とするが、（ア）～（オ）の順に提案を並べ、横書き、左綴じとすること。（用紙の縦置き、横置きは自由。）また、可能な限りプラスチック製の製本ファイル等は使用せず、紙のみでの提出とすること。

（ア）表紙

次の事項を示すこと。

a 宛 名 千葉県産米需要拡大推進協議会 会長 林 茂壽

b タイトル 「令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務」企画提案書

c その他 提出年月日、住所（所在地）、団体・企業名、代表者の氏名・役職名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子 メールアドレス）を記載すること。

#### (イ) 提案事項

次の事項を網羅し、明確かつできるだけ具体的に分かる資料を添付すること。

各業務の実施内容（仕様書3（1）～（3）に対する内容）

- a 「いちばん米！ちば米！新米キャンペーン」の企画・運営
  - ・ 応募シールの作成 ※サンプルデザインを2案示すこと。
  - ・ WEB用応募フォームの作成
  - ・ キャンペーン応募者の取りまとめ・アンケート集計
  - ・ 当選者の選定
  - ・ 賞品の調達及び当選者への発送 ※賞の数、品目及び各数量を示すこと
- b WEB等を活用した効果的なPR活動の実施
  - ・ 「ちばのお米のホームページ」を活用したPR ※ページレイアウト、デザイン案等を示すこと。
  - ・ 「ちばのお米のホームページ」の維持管理
  - ・ ポスターデザインのデータ作成
  - ・ SNSを活用した情報発信等 ※企画内容、実施期間、経費等を示すこと。
  - ・ 効果測定
- c 独自の提案事項
  - ・ 他の業務と連動し、キャンペーンの効果を高め、県産米の認知度向上、消費拡大及び販売促進につながる実施内容を提案すること。また、「ちばのお米のホームページ」やSNSを最大限活用すること。

#### (ウ) 過去における類似業務実績

- ・ 業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件程度記載した資料を添付すること。
- ・ 概ね3年以内の実績を示すこと。
- ・ 記載する内容は、協議会及び協議会に関係する団体からの受注に限らない。

#### (エ) 業務の実施体制・スケジュール

次の事項を示した資料を添付すること。

- a 本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- b 主従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等
- c 6月下旬を契約日と仮定した場合の本業務の実施スケジュール

#### (オ) 見積書

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定し、できるだけ項目（内訳）を詳細に分類して示した資料を作成・添付すること。

#### ウ 会社（団体）概要（様式第2号）

必要に応じてパンフレット等会社（団体）の概要がわかる資料を添付すること。

※必要な場合、上記以外の資料の提出を求めることがある。

#### (4) 提出部数

10部（正本1部、副本9部（正本の写し可））

## (5) 提出方法

持参又は郵送による。

※ 持参による場合は、上記(1)の期限までの期間内(土、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(受付最終日は午後3時まで)に提出すること。

※ 郵送による場合は、送付・受取りを明確にする手段で送付し、提出すること。

## 8 選定方法

(1) 提出された応募書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙選定基準に基づき、委員会で審査を行い、最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。なお、委員会については、非公開とする。

(2) 令和6年6月中旬～下旬に委員会を開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定。詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、委員会における説明資料は企画提案書のみとし、フリップやプロジェクター等の使用は不可とする。

(3) 上記委員会については、応募資格を有する企画提案者の数が5者以上の場合、委員会は書面による1次審査を実施し、前項の委員会に参加する4者程度を選定する場合があります。

(4) 選定結果は、委員会実施後、全応募団体へ通知する。また、委託先候補の名称を「ちばのお米のホームページ」に掲載する。なお、選定結果内容の照会等には回答しない。

## 9 提案無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その団体の提案は無効とする。

(1) 応募資格のない団体等が提出したとき

(2) 所定の期限及び場所へ応募書類等の提出がされないとき

(3) 応募において、2以上の提案を行ったとき。

(4) 応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。

(5) 応募書類等に不備があり、所定の期限までに揃わないとき。

(6) 応募書類等において、定めた事項が確認できない資料があったとき。

(7) 応募書類等に虚偽の記載があったとき。

(8) 見積額が「3 提案上限額」を上回るとき。

(9) 審査・選定の公平性を害する行為があったとき。

(10) (1)～(9)に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった等、委員会において無効と認められたとき。

## 10 委託契約

選定により決定した企画提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行う。

### (1) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで。

ただし、協議会が業務を継続することが適当でないとき認めるときは契約を解除することがある。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要するものとする。

(3) 支払方法

原則、精算払とする。

(2) 契約にあたっての留意事項

ア 契約にあたり、選定した企画案をそのまま了承するものではなく、協議の上、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。(仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書については委託先候補決定後、協議の上、協議会が作成する)。

イ 契約にあたり、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 本業務の全部を第三者に再委託することはできない。また、本業務の一部の再委託については、協議会の承諾を得ずに第三者に再委託することは認めない。

## 11 その他

(1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

(2) やむを得ない事情等により、募集や審査等を中止する場合がある。その場合において、協議会は本業務の委託契約は行わず、企画提案等の際に生じた損益・損害に対して一切負担しない。

(3) やむを得ない事情等により、委員会の開催日や実施方法等が変更になる場合がある。

(4) 契約後も、やむを得ない事情等で事業内容の変更又は中止が生じる場合がある。

(5) 提出された応募書類等は返却しない。

(6) 提出された応募書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。

(7) 提出された応募書類等の修正又は変更は、協議会の承認を得た場合以外は認めない。

(8) 提出された応募書類等は、本件募集に係る報告、公表のために必要な場合には、無償で使用できるものとする。

(9) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 問合せ先及び書類の提出先

千葉県産米需要拡大推進協議会事務局

郵便番号 260-8667

住所 千葉市中央区市場町1-1 千葉県農林水産部販売輸出戦略課内

TEL 043-223-3085

電子メール 3085hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

「令和6年度いちばん米！ちば米！新米キャンペーン業務」  
委託先募集に係る選定基準

1 選定の手順

形式選定基準を満たした応募のうち、内容選定基準により総合的に評価し、委託先候補を選定する。

2 選定基準

(1) 形式選定基準

- ア 応募資格を満たしているか。
- イ 応募書類が適切に提出されているか。

(2) 内容選定基準

ア 業務内容の理解

- ・ 仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか

イ 企画力

- ・ 「新米キャンペーン」の応募シール（及びポスター）は、仕様書の内容を満たし、消費者の目を引く（キャンペーンのPR効果が期待できる）デザインとなっているか。
- ・ 当選者への賞品は、仕様書の内容を満たし、キャンペーン応募者の増加が期待できるものとなっているか。
- ・ 「ちばのお米のホームページ」を活用したPRは、仕様書の内容を満たし、キャンペーン情報を分かりやすく伝え、応募者数の増加、県産米の認知度向上、消費拡大につながるものとなっているか。
- ・ SNSを活用した情報発信等は、仕様書の内容を満たし、キャンペーン応募者の増加が期待できるものとなっているか。
- ・ 独自の提案事項は、他の施策と連動することでキャンペーンの効果を高め、本業務目的達成に寄与するものとなっているか。また、「ちばのお米のホームページ」やSNSを最大限活用しているか。

ウ 業務実施体制

- ・ 効果的に業務を実施するためのスケジュール・人員体制となっているか。
- ・ 過去の類似業務実績はあるか。また、それは評価できる内容か。（実績がない場合は、確実な運営を裏付ける提案があるか）

エ 経費の妥当性

- ・ 見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。
- ・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。